

ライフケアタカサ船橋支店指定特定（介護予防）福祉用具販売運営規程概要

（事業の目的）

株式会社タカサが開設する、ライフケアタカサ船橋支店（以下「事業所」という）が行う指定特定（介護予防）福祉用具販売事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員又は、厚生労働大臣が指定した福祉用具専門相談員講習会終了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるものが、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定（介護予防）福祉用具販売サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 事業の実施に当たっては、利用者の意志、及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 事業所の福祉用具専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図る。
- 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称）

名称：ライフケアタカサ船橋支店 所在地：千葉県船橋市三咲2-9-37

（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

（1）管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供に当たるものとする。

（2）福祉用具専門相談員 常勤換算方法 2人以上

福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望等を踏まえ、特定福祉用具販売計画を作成する。また、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じ、特定福祉用具の機能、使用方法等に関する情報提供並びに特定福祉用具等の点検、使用方法の指導、その他必要な援助を行う。

（3）事務員 1名以上

事務職は、商品の受注発注及び連絡等必要な事務を行う。

（事業所の営業日及び営業時間）

（1）営業日 月曜日から土曜日までとする（但し、8月13日より15日まで、12月30日より1月3日まで及び祝日を除く）

（2）営業時間 午前9時から午後6時までとする。

（指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目）

- 特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的な知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- 利用者の心身の状況及びそのおられた環境に応じて特定福祉用具の調整をし、また使用方法、注意事項等を記載した書面を交付した上で、特定福祉用具の使用方法の説明、指導を行う。
- 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売【指定特定介護予防福祉用具販売】の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】又は指定特定福祉用具販売【指定特定介護予防福祉用具販売】のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関

係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行う。

- 特定福祉用具の提供に当たっては、常に清潔、かつ安全で、正常な機能を有する特定福祉用具の販売を行う。
- 2. 指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める特定（介護予防）福祉用具販売に関わる福祉用具の種目の内、以下のものとする。

販売種目	
1. 腰掛便座	5. 移動用リフトのつり具の部分
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品	6. スロープ
3. 入浴補助用具	7. 歩行器
4. 簡易浴槽	8. 歩行補助つえ

（販売費用の額その他の費用の額）

- 指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供した場合の費用の額は、別紙価格表（カタログ等）によるものとする。
- 通常の事業実施地域以外の地域で行う、指定特定（介護予防）福祉用具販売に要した交通費並びに搬入費
- 前項の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に文書で説明し、同意を得て、文書に署名捺印を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

千葉県全域

（事故発生時の対応）

- 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（相談・苦情対応）

- 事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定特定（介護予防）福祉用具販売に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 事業所は、前項の苦情の内容について記録し保存する。
- 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

【苦情相談窓口】 連絡先：047-407-8622 担当者：城戸 祐司

（その他留意事項）

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることとする。
- 常に清潔な特定福祉用具を販売に供するため、開梱することなく、サンプル、試用品等と区分して保管する。
- 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 事業所及びその従業者は、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 職員の資質向上を図るため採用時研修を入社6ヶ月以内、継続研修を、年1回以上実施する。